

答弁書第三号

内閣参質第四号

昭和二十五年八月四日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員松浦清一君提出韓国水域航船乗組員に対する危険区域手当免税に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

參議院議員松浦清一君提出韓國水域就航船舶乗組員に対する危險区域手当免税に關する質問
に對する答弁書

韓國水域就航船舶乗組員が受ける地域手当等は、一種の危險手当たる性質を有するものであり、従来所得税を課税している危險手当たる國鉄、海上保安職員等が受ける特殊勤務手当等とその性質上さしたる差異を有するものでなく、且つ、その額も本俸、家族手当、勤務手当及び航海手当の合計額の一〇〇%又は一五〇%に達することもあるので、これを非課税とすることは負担の權衡上から見ても妥当でないと考え
る。